

湯川村立小中学校整備委員会設置要綱

(設置)

第1条 湯川村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、湯川村立小学校の整備に向けた基本方針に基づき、湯川村立小中学校の整備についての基本構想・基本計画及び基本設計を策定するために必要な事項を検討するため、湯川村立小中学校整備委員会（以下「学校整備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 学校整備委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 湯川村立小中学校整備の基本構想、基本計画及び基本設計策定に必要な事項に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 学校整備委員会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 村立小中学校の保護者代表【6名（2名×3校）】
- (2) ゆがわ幼稚園の保護者代表【2名】
- (3) 湯川村保育所の保護者代表【2名】
- (4) 村立小中学校長【3名】
- (5) ゆがわ幼稚園長【1名】
- (6) 湯川村公立学校における学校運営協議会委員代表【2名】
- (7) 湯川村行政区長代表【3名】
- (8) 放課後児童クラブの運営者【1名】
- (9) 学識経験者
- (10) その他教育委員会が適当であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置の日から令和9年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 学校整備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提示を求めることができる。

(庶務)

第7条 学校整備委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。